

石油化学工業協会

「化学産業における温室効果ガス排出削減実績量に関するガイドライン（第1版）」の概要

みずほ総合研究所
サステナビリティコンサルティング部

2026年5月21日

みずほ銀行

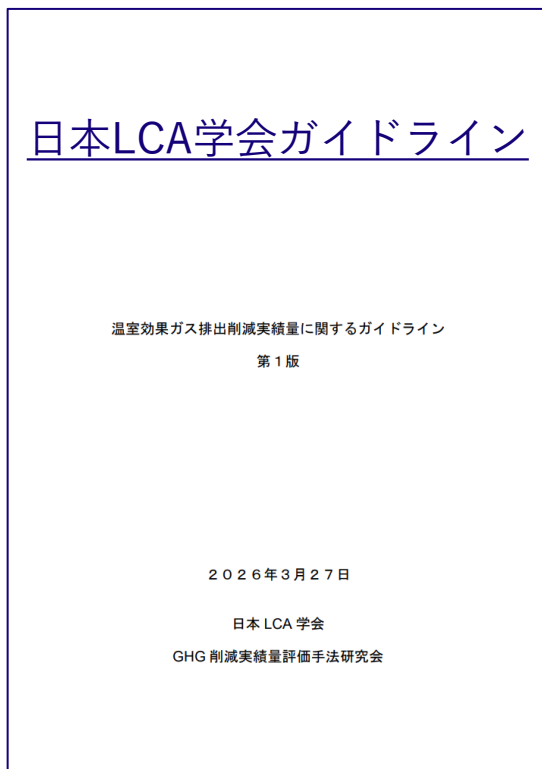
ともに挑む。ともに実る。

MIZUHO

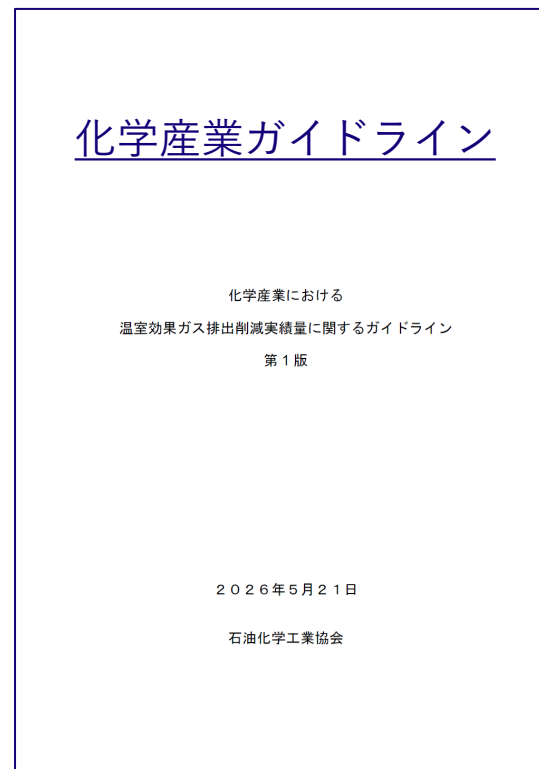
The Mizuho Bank logo consists of the word "MIZUHO" in a bold, blue, sans-serif font. Below the text is a red, curved line that starts under the "M" and ends under the "O", resembling a stylized wave or a bridge.

- 一般社団法人日本LCA学会のGHG削減実績量評価手法研究会において、「温室効果ガス排出削減実績量に関するガイドライン（以下、日本LCA学会ガイドラインと呼称）」の第1版が策定されている。
- 石油化学工業協会では、日本LCA学会ガイドラインで記述されている「製品分野別算定ルール」を参考にし、「化学産業における温室効果ガス排出削減実績量に関するガイドライン（以下、化学産業ガイドラインと呼称）」を策定した。なお、化学産業ガイドラインで規定していない項目に関しては、日本LCA学会ガイドラインの規定に準ずることとする。

分野横断ルール



製品分野別算定ルール



- ガイドラインの構成及び算定・報告の手順は以下の通り

ガイドラインの構成

算定・報告の手順

2章 ・ 3章	前提条件 ・ 適格性の確認	① 削減施策のタイプの確認 ② 算定する企業の組織範囲の設定 ③ 適格性への適合確認
4章	算定	④ 算定目的の設定、評価対象製品・評価範囲の設定 ⑤ 評価する期間（比較対象期間、評価対象期間）の設定 ⑥ データの収集 ⑦ 削減実績量総量の定量化
5章	割当	⑧ 割当の範囲・上限の確認 ⑨ 割当
6章 ・ 7章	報告・検証	⑩ 報告・コミュニケーションの項目の確認 ⑪ 削減実績量総量を主張できる有効期限の設定 ⑫ 検証

- ガイドラインの構成及び算定・報告の手順は以下の通り

ガイドラインの構成

算定・報告の手順

2章 ・ 3章	前提条件 ・ 適格性 の確認	① 削減施策のタイプの確認 ② 算定する企業の組織範囲の設定 ③ 適格性への適合確認
4章	算定	④ 算定目的の設定、評価対象製品・評価範囲の設定 ⑤ 評価する期間（比較対象期間、評価対象期間）の設定 ⑥ データの収集 ⑦ 削減実績量総量の定量化
5章	割当	⑧ 割当の範囲・上限の確認 ⑨ 割当
6章 ・ 7章	報告・検証	⑩ 報告・コミュニケーションの項目の確認 ⑪ 削減実績量総量を主張できる有効期限の設定 ⑫ 検証

- 本ガイドラインで対象とする削減施策のタイプは、タイプ1（算定する企業等のプロセスにおける、Gate-to-Gateの削減）のみ

化学産業ガイドライン

2.3 削減実績量のタイプ

本ガイドラインでは、削減実績量の算定において、削減実績量を算定する企業等のプロセスにおける削減のみを扱うタイプ1を対象とし、その他のタイプについては対象としない。

日本LCA学会ガイドライン

2.3.1 製品の削減実績量のタイプ分け

本ガイドラインでは、削減施策の違いから、製品の削減実績量は下表に示したように属性の異なる2つのタイプに区別されるとした。

なお、本ガイドラインでは、算定方法については、製品の削減実績量・タイプ1：製品の削減実績量を算定する企業のGate-to-Gateにおける削減のみを扱う。製品の削減実績量・タイプ2：調達品にかかるCradle-to-GateのGHG排出の低減に関する算定方法については、議論が未成熟であることから、本ガイドラインでは扱わない。（後略）

表 2-1 製品の削減実績量のタイプと削減施策

製品の削減実績量のタイプ	削減施策	削減施策の例
製品の削減実績量・タイプ1	製品の削減実績量を算定する企業の Gate-to-Gate における削減	水素還元製鉄 工場の燃料転換
製品の削減実績量・タイプ2	調達品にかかる Cradle-to-Gate の GHG 排出量の低減	(今後の議論)

- 組織範囲を設定する（自社に加え、子会社や関係会社を含むことができる）
- 子会社や関係会社等の活動を含む場合、それらの寄与分を出資比率などを踏まえて算定する
- 同一拠点で複数の企業等により運営・管理されている設備に関しては、関係する企業間での合意形成を行い、二重主張が起きないように管理することを条件にして複数の企業等を組織範囲に含めて算定できる

化学産業ガイドライン

2.4 算定する企業等の組織範囲

企業等の組織範囲は、評価の目的に応じて算定を実施する企業等が定めるものとし、削減施策の実行や削減実績量の算定を管理できる場合には、自社に加え、子会社や関係会社等を含むことができる。子会社や関係会社等が実施した削減施策で得られた削減実績量のうち、削減実績量を算定する企業等の削減実績量に含むことができる寄与分については、合理的な算定手法を用いて算定することとする。なお、削減実績量の二重主張が起きないように関係者間で管理されなければならない。また、外部への報告の際にはその寄与分の算定方法の根拠についても説明を行うものとする。

同一の拠点（地理的に一体として扱っている領域を「拠点」と称す）において、削減施策の対象となる設備等を複数の企業等が共同で管理・運営している場合、互いに出資関係がない企業等であっても、当該の複数の企業等を組織範囲に含むことができる。ただし、削減実績量の算定においては、算定の目的や方法等に関して関係する企業等の間で合意が形成されていることを条件とし、削減実績量の二重主張が起きないように関係者間で管理されなければならない。例えば、コンビナート等の企業集積地で複数の企業等が管理・運用している共同発電所において削減施策を実施する場合などが挙げられる。

日本LCA学会ガイドライン

4.4 製品の削減実績量を算定する企業の組織範囲

製品の削減実績量を算定する企業が連結子会社を含むか、また関係会社を含むか等、製品の削減実績量を算定する企業の組織範囲の定義については、算定の目的に応じて算定を実施する企業が定めるものとし、詳細なルールは個別事情を踏まえた上で製品分野別の製品の削減実績量の算定ルールにおいて定めるものとする。ただし、製品の削減実績量の算定を一貫した考えの下に管理・実施できる範囲としなければならない。例えば、100%連結の子会社までなどの組織範囲が考えられる。

- 適格性として、削減施策に対する(i)(ii)、及び算定する企業等に対する(iii)(iv)の合計4点を確認する
- 日本LCA学会ガイドラインで「GXの推進に資する技術・取組」や「革新的な技術・取組」と記述される政策的意図を鑑み、化学産業ガイドラインでは「政策整合性」や「構造転換性」と定義した要件を設定する

日本LCA学会ガイドラインでの規定	化学産業ガイドラインでの規定	適格性の規定に関して
GXの推進に資する技術・取組の実施	政策整合性を有する施策(i)	GX推進などの政策への整合性を必須とする
革新的な技術・取組または追加性を有する施策	構造転換性又は追加性を有する施策(ii)	革新的な技術・取組は、産業構造の転換に寄与する施策とする

化学産業ガイドライン

3.1 本ガイドラインにおける適格性

本ガイドラインでは、適格な削減施策として、以下の2つの要件を満たすことを条件とする。

- 政策整合性を有する施策 (i)
- 構造転換性又は追加性を伴う施策 (ii)

また、本ガイドラインでは、削減施策を実施する企業等が削減実績量の算定に際し、以下の要件を満たすことを条件とする。

- 事業活動に係るGHG排出量の算定と報告 (iii)
- 他のライフサイクル段階、環境影響領域への影響の報告 (iv)

日本LCA学会ガイドライン

3.1 本ガイドラインにおける適格性

製品の削減実績量を算定する企業および削減施策は、以下の要件を満たす必要がある。

- 事業活動に係るGHG排出量の算定と報告
- GXの推進に資する技術・取組の実施
- 革新的な技術・取組または追加性を有する施策
- 他のライフサイクル段階・環境影響領域への影響評価の報告
- 評価対象製品のカーボンフットプリントの算定と報告

- (i)の「政策整合性」として、対象の削減施策が日本政府等の政策が示す方針や実施事項等と一致していることを確認する
- 政策整合性の判断を助けるため、6.3節に示す、下記の削減施策の類型（I～V）を参考にできる
 - I. 燃料転換
 - II. 原料転換
 - III. その他のプロセス転換
 - IV. CCUS（Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage）
 - V. その他

化学産業ガイドライン

3.2 政策整合性を有する施策

「3.1 本ガイドラインにおける適格性」で定めた適格性の一つとして、政策整合性（Policy Alignment）を有する削減施策によって生じたGHG排出量の低減の場合にのみ、算定された削減実績量が適格性を有するものとする。政策整合性を有する削減施策とは、日本政府の政策が指し示す方針や実施事項等と一致する施策を指し、場合によって、IPCC（Intergovernmental Panel on Climate Change）やIEA（International Energy Agency）等で示される政策パッケージ、対象とする国・地域の政策が指し示す方針や実施事項等と一致する施策を指す。なお、政策整合性を有する削減施策の類型に関しては、「6.3 削減施策の類型」に示す通りである。

具体的には、日本政府が推進するGXに対し、その推進に資する技術・取組等に基づく施策である場合に政策整合性があると見なすことができる。GXに関する方針に関しては、経済産業省「GX 実現に向けた基本方針」などの情報を参照することとする。GXの推進に資する技術・取組等として、政府及び政府関係機関が進める研究開発のプロジェクトや支援制度の対象となっている技術・取組等に関しては、政策整合性の要件を満たすものとする。日本以外での取組の場合は、IPCCの1.5°C特別報告書（SR1.5）、第6次評価報告書（AR6）、IEAの“Net Zero by 2050: A Roadmap for the Global Energy Sector”（2021）、World Energy Outlookにおける“Net Zero Emissions by 2050（NZEシナリオ）”や対象国の方針などを参照し、それらで示される施策と統合的な技術・取組等であれば、政策整合性の要件を満たすものとする。

- (ii)として、「構造転換性」又は「経済的な追加性」のいずれかを満たしていることを確認する
- 「構造転換性」は、化学産業がGHG排出削減への困難性（Hard to abate）を伴う産業領域の一つであることを踏まえ、燃料、原料又はその他のプロセスを根本的に転換する施策であることを求める要件である
- 「経済的な追加性」は、経済的な障壁により、従前の状態では排出削減が行われなかったであろうと見なせる施策であることを求める要件である

化学産業ガイドライン

3.3 構造転換性又は追加性を伴う施策

「3.1 本ガイドラインにおける適格性」で定めた適格性の一つとして、構造転換性又は経済的な追加性のうちの少なくとも一つの要件を伴う削減施策によって生じたGHG排出量の低減の場合にのみ、算定された削減実績量が適格性を有するものとする。

- 構造転換性 (ii-1)
- 経済的な追加性 (ii-2)

構造転換性（Structural Shift）とは、化学産業で活用される燃料、原料又はその他のプロセスに対して、根本的な転換を意図した施策の場合に認められる要件である。化学産業が排出削減への困難性（Hard to abate）を伴う産業領域の一つであることを踏まえ、産業の構造的制約を克服しうる削減施策は、構造転換性の要件を満たす。研究開発によって生み出された新技術を用いた施策や従前では行われてこなかった燃料転換の施策などが挙げられる。一方、例えば、既存設備の効率改善のみを目的とする削減施策などは、産業構造の転換に貢献しないため、構造転換性の要件を満たさない。また、過去に構造転換性を有していた削減施策であっても、対象とする技術等が広く採用されるようになり、一般慣行となったもの（例：オイルショック後に普及した廃熱回収技術など）に関しては、構造転換性の要件を満たさない。

経済的な追加性（Additionality）とは、経済的な障壁により、従前の状態では排出削減が行われなかったであろうと見なせる場合に認められる要件である。削減施策に係る経済的負担と経済的利益を比較した際に、通常の投資基準では実施されない施策である場合に追加性があると見なすことができる。なお、追加性における法的・規制的・制度的な基準に対する取り扱いは、日本LCA学会ガイドラインを参照することとする。（後略）

- ガイドラインの構成及び算定・報告の手順は以下の通り

ガイドラインの構成

算定・報告の手順

2章
・
3章

前提条件
・ 適格性
の確認

- ① 削減施策のタイプの確認
- ② 算定する企業の組織範囲の設定
- ③ 適格性への適合確認

4章

算定

- ④ 算定目的の設定、評価対象製品・評価範囲の設定
- ⑤ 評価する期間（比較対象期間、評価対象期間）の設定
- ⑥ データの収集
- ⑦ 削減実績量総量の定量化

5章

割当

- ⑧ 割当の範囲・上限の確認
- ⑨ 割当

6章
・
7章

報告・検証

- ⑩ 報告・コミュニケーションの項目の確認
- ⑪ 削減実績量総量を主張できる有効期限の設定
- ⑫ 検証

- 算定目的を設定し、それに沿って、評価対象製品及び評価範囲を設定する
- 削減施策が複数の製品に跨って貢献する場合、評価対象製品には複数の製品を含めることができる

化学産業ガイドライン

4.2 評価対象製品

削減実績量を算定する企業等は、算定の目的に従い、評価対象製品を設定しなければならない。評価対象製品は、削減施策によってGHGの排出削減の効果がもたらされた製品である。

- 複数の製品の製造に跨って影響を与える削減施策の評価対象製品

削減施策が複数の製品の製造に跨って排出削減に貢献する場合は、それらに該当する複数の製品を評価対象製品とすることができる。

日本LCA学会ガイドライン

4.3 目的の設定

製品の削減実績量を算定する企業は、算定の目的を明確にしなければならない。算定の目的は評価対象製品や機能単位を含む調査範囲の設定において重要であり、予め目的を設定する必要がある。また、目的の設定理由、報告相手、報告手段を明確にすることが望ましい。

4.5 評価対象製品の設定

製品の削減実績量を算定する企業は、設定された算定の目的に従い、評価対象製品を設定しなければならない。なお、同一と見なせる評価対象製品の定義に関しては、製品分野別の製品の削減実績量の算定ルールにおいて定めることとする。

- 評価範囲は、評価対象製品に関連するGate-to-Gateのプロセスを踏まえて設定する
- 同一製品を複数の拠点で製造している場合、評価範囲には複数の拠点を含めることができる

化学産業ガイドライン

4.3 評価範囲

削減実績量を算定する企業等は、算定の目的に従い、評価範囲を設定しなければならない。ただし、評価範囲は、削減施策を適用した評価対象製品に関連するGate-to-Gateの範囲の全てのプロセスを対象とすることを原則とする。さらに、同一の企業等が製造する同一とみなせる製品に関わるプロセスを含めても良い。

■ 複数の拠点で製造する製品の評価範囲

同一製品を複数拠点で製造している場合、その全ての拠点を1つの評価範囲としてまとめることができる。例えば、関東と九州の2拠点で同一製品を製造している場合、その2拠点を1つの評価範囲とすることができる。一方、いずれか片方の拠点のみに限定して評価範囲としてもよい。

日本LCA学会ガイドライン

4.8 評価範囲の設定

製品の削減実績量を算定する企業は、設定された算定の目的に従い評価範囲を設定しなければならない。また評価範囲の設定にあたっては、削減施策がその範囲に含まれていなければならない。

製品の削減実績量を評価するためには、Gate-to-Gateの範囲で評価対象製品に関連する全てのプロセスを対象とすることを原則とする。ただし、脱炭素社会への移行（トランジション）期における投資予見性を確保するために、削減施策に直接関わる特定のプロセスのみを切り出して評価することができる。なお、Gate-to-Gateの範囲に関しては、製品分野別の製品の削減実績量の算定ルールにおいて定めることとする。（後略）

- 評価対象期間と比較対象期間を設定する（通常は、両方とも1年間の期間を設定する）
- 比較対象期間から評価対象期間までの長さは10年以内を目安に設定するが、導入した設備や削減施策の革新性が損なわれていない等の根拠を説明できれば、より長い期間を設定しても良い

化学産業ガイドライン

4.4 評価対象期間と比較対象期間

評価対象期間は、削減施策の効果がもたらされた期間のうち、3か月、6か月、1年間、2年間などと任意に設定できるが、原則として1年間とすることが望ましい。比較対象期間は、各国のNDC（Nationally Determined Contribution）の基準年以降（日本の場合は2013年以降）かつ削減施策が行われる以前であり、評価対象期間と適切に比較することができる期間（同じ長さであることが望ましい）を設定する。

また、比較対象期間から評価対象期間までの期間の長さは、削減施策が一般慣行となるまで設定することが可能である。期間の長さは10年以内を目安とすることが望ましいが、期間設定の根拠を説明する場合はこれに限らない。

日本LCA学会ガイドライン

4.7 評価対象期間と比較対象期間の設定

製品の削減実績量を算定する企業は、設定された算定の目的に従い評価対象期間と比較対象期間を設定するとともに、削減施策の内容と併せてその根拠を明確に示さなければならない。評価対象期間と比較対象期間の関係については、「別紙3.（参考）評価対象期間、比較対象期間、主張の有効期限」を参照のこと。

なお、評価対象期間と比較対象期間に関しては、製品分野別の製品の削減実績量の算定ルールにおいて、製品分野の個別事情を踏まえた上で合理的かつ保守的な設定の考え方を設けるものとする。

- ISO等の規定を踏まえ、データの収集を実施する

化学産業ガイドライン

特に規定無し

日本LCA学会ガイドライン

4.9 データ収集方法およびデータ品質

データ入手方法およびデータ品質は、ISO 14040:2006、ISO 14040:2006/Amd 1:2020、ISO 14044:2006、ISO 14044:2006/Amd 1:2017および ISO 14044:2006/Amd 2:2020に準拠しなければならない。また、評価対象期間および比較対象期間に製造された評価対象製品の製造プロセスの中で、同一の入出力項目に対して異なる二次データ（データベース等）を参照してはならない。

二次データには評価する地域・国の代表的なデータベースを用いることが望ましい。ただし、データベースがない等の場合、根拠を示した上で、他地域・国のデータを用いて算出してもよい。

- 「削減実績量総量」の算定を行う（なお、「削減実績量」の算定は必須ではない）
- 削減実績量総量は、削減実績量から算定する方法、もしくは削減施策単位で得られるGHG排出削減量から算定する方法のいずれかを用いる

化学産業ガイドライン

4.5 削減実績量の定量化

削減実績量は、比較対象期間に対する評価対象期間での削減量として、製品の単位生産量当たりのGHG排出量（すなわち、GHG排出原単位）の削減分として算定する。

4.6 削減実績量総量の定量化

削減実績量総量は、削減施策によって得られるGHG排出量の削減量の合計（すなわち、削減実績量に評価対象製品の生産量の合計を乗算したもの）と定義される。削減実績量総量の定量化は、削減実績量から算定する方法、もしくは削減施策単位で得られるGHG排出削減量から算定する方法のいずれかを用いることとする。なお、カーボンクレジット等の他の環境価値が割り当てられた部分の排出削減効果については、削減実績量総量から差し引く必要がある。（後略）

→次ページに詳細を示す

日本LCA学会ガイドライン

4.10 単位製品あたりの製品の削減実績量の定量化

（前略）単位製品あたりの削減実績量（c）は、比較対象期間と評価対象期間の評価対象製品の機能単位あたりのGHG排出量の差分である。また、比較対象期間のGate-to-GateにおけるGHG排出量（B）を比較対象期間の評価対象製品の生産量（Y）で除算したもの（b）から、評価対象期間のGate-to-GateにおけるGHG排出量（A）を評価対象期間の評価対象製品の生産量（X）で除算したもの（a）を減算することにより得られる。ただし、（a）に削減施策以外の影響が含まれる場合は、その影響を除外した値を用いて（b）から減算することで、（c）を算定するものとする。また評価対象期間あたりの評価対象製品の削減実績量総量（C）については、単位製品あたりの削減実績量（c）に対して評価対象期間における評価対象製品の生産量（X）を乗算することにより得られる。なお、比較対象期間のGate-to-GateにおけるGHG排出量（B）および評価対象期間のGate-to-GateにおけるGHG排出量（A）を算定するにあたって二次データを用いる際は、原則として評価対象期間を対象とした二次データを用いるものとする。評価対象期間以外の期間に評価した二次データを用いる場合は、当該データを評価した期間とそのデータを用いる合理的な理由を明らかにした上で用いるものとする。（後略）

- 削減実績量総量を削減施策単位で得られるGHG排出削減量から算定する場合、2つの期間の生産量の比を考慮して算定する（通常は、評価対象期間の生産量に揃えて算定する）
- 生産量の比を求める際、評価対象製品の生産量以外に、中間生成品の物理量を用いて算定しても良い

化学産業ガイドライン

4.6 削減実績量総量の定量化

（前略）削減実績量から算定する場合、下記の算定式で示す通り、削減実績量総量は、削減実績量に評価対象製品の生産量を乗算することにより求めることができる。

$$\text{削減実績量総量} = \text{削減実績量} \times \text{評価対象製品の生産量}$$

削減施策単位で得られるGHG排出削減量から算定する場合、削減実績量総量は、比較対象期間のGHG排出量から評価対象期間のGHG排出量を差し引いた値として求める。ただし、比較対象期間と評価対象期間との間で生産量に違いがある場合に、2つの期間の生産量の比を用いて補正を行う必要がある。生産量の変動を考慮した削減実績量総量は、下記の算定式で示す通り、評価対象期間の生産量に揃える方法、又は比較対象期間の生産量に揃える方法のいずれかを選択して算定する。

$$\begin{aligned} & \text{削減実績量総量（評価対象期間の生産量に揃える場合）} \\ & = \text{比較対象期間のGHG排出量} \times \frac{\text{評価対象期間の生産量}}{\text{比較対象期間の生産量}} - \text{評価対象期間のGHG排出量} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{削減実績量総量（比較対象期間の生産量に揃える場合）} \\ & = \text{比較対象期間のGHG排出量} - \text{評価対象期間のGHG排出量} \times \frac{\text{比較対象期間の生産量}}{\text{評価対象期間の生産量}} \end{aligned}$$

削減実績量総量の算定に用いる生産量は、評価対象製品の生産量であることを基本とするが、上記で示した生産量の変動を補正する際には、評価対象製品以外の中間生成品（ユーティリティ、中間加工品など）の物理量を生産量に見立て、比較する2つの期間の生産量の比を求めてもよい。ただし、中間生成品の物理量で生産量の補正を行う場合、中間生成品の物理量と評価対象製品の生産量との間の関係性が削減施策の有無によって変化しないことを条件とする。

- ガイドラインの構成及び算定・報告の手順は以下の通り

ガイドラインの構成

算定・報告の手順

2章
・
3章

前提条件
・ 適格性
の確認

- ① 削減施策のタイプの確認
- ② 算定する企業の組織範囲の設定
- ③ 適格性への適合確認

4章

算定

- ④ 算定目的の設定、評価対象製品・評価範囲の設定
- ⑤ 評価する期間（比較対象期間、評価対象期間）の設定
- ⑥ データの収集
- ⑦ 削減実績量総量の定量化

5章

割当

- ⑧ 割当の範囲・上限の確認
- ⑨ 割当

6章
・
7章

報告・検証

- ⑩ 報告・コミュニケーションの項目の確認
- ⑪ 削減実績量総量を主張できる有効期限の設定
- ⑫ 検証

割当：⑧割当の範囲・上限の確認

- 削減実績量総量を任意製品へ振り分ける「割当」を行う場合、まずは、割当の範囲及び上限を確認する
 - 割当を受けることができる製品は、評価範囲の中で、削減施策を施した工程、もしくはその工程の下流の工程によって生産された製品である
 - 任意製品に割当を行うことができる上限は、当該製品の比較対象期間のCradle-to-GateのGHG排出量である
- ✓ 注意：削減実績量総量の割当量は、製品のカーボンフットプリント（CFP）とは別の情報として可視化されるものであり、CFPに加算減算を行えるものではないことに留意する必要がある

化学産業ガイドライン

2.2 削減実績量の活用

本ガイドラインに基づき算定される削減実績量および削減実績量総量は、企業等が実施した削減施策の成果を定量的に示し、削減施策の効果が及ぶ製品に関する情報を開示するものである。

これにより、削減実績量を持つ製品の特定が容易になり、取引先がGHG排出削減に貢献する製品を評価し、選択的に購入する際の判断材料として活用できる。

削減施策によって実現した排出削減の成果（削減実績量）については、製品のカーボンフットプリント（CFP）とは別の情報として可視化し、需要側や政策側に伝達するための指標として位置づけられる。削減施策の成果が需要側で適切に評価されるとともに、今後の政策的支援措置や需要喚起策への活用を通じて、削減投資や技術導入がさらに促進されることが期待される。なお、削減実績量はCFPと加算減算できるものではないことに留意が必要である。

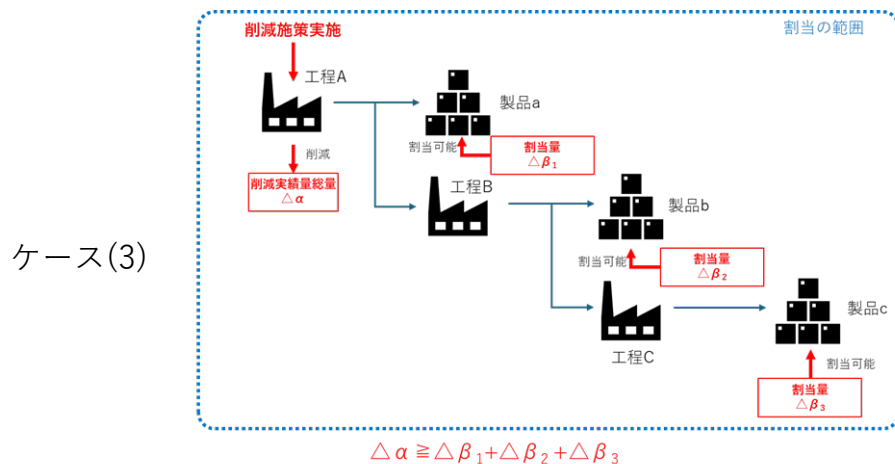
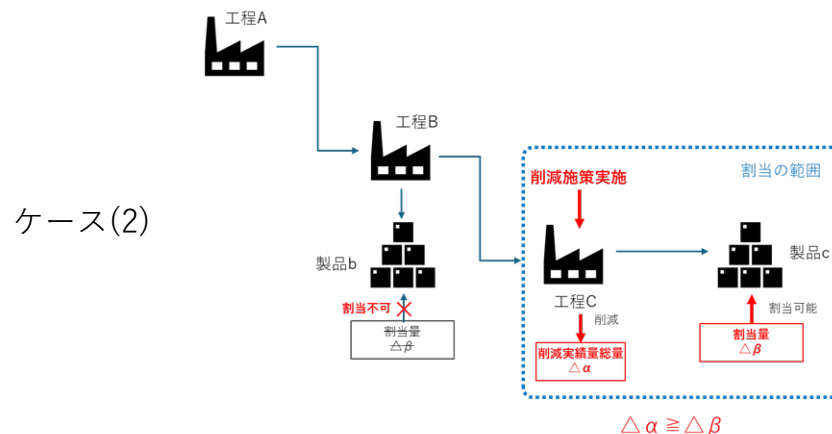
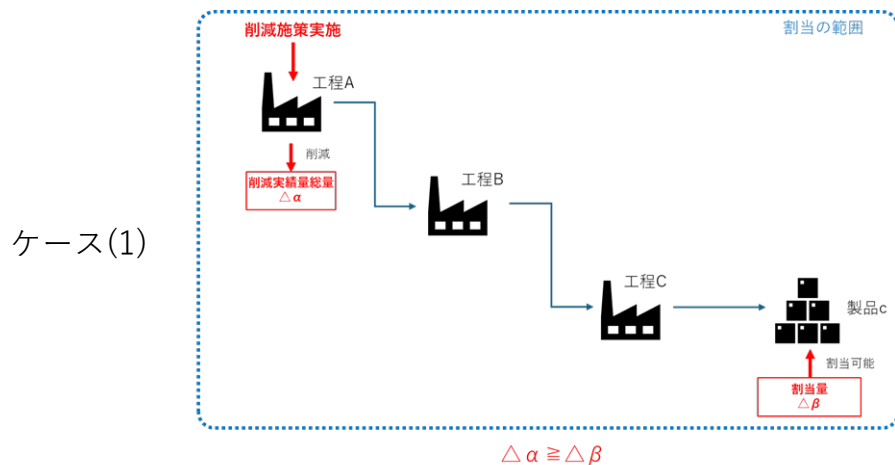
5.2 割当の範囲

削減実績量総量の割当を受ける製品は、削減実績量総量の算定における評価対象製品に含まれなければならない。割当を実施することができる範囲は評価範囲に含まれる範囲であり、削減施策を施した工程、もしくはその工程の下流の工程によって生産された製品の範囲と一致しなければならない。

5.3 割当の上限

任意製品への割当を行う場合、単位生産量当たりの割当量が、比較対象期間における当該製品のCradle-to-GateのGHG排出量を超えないことを条件とする。

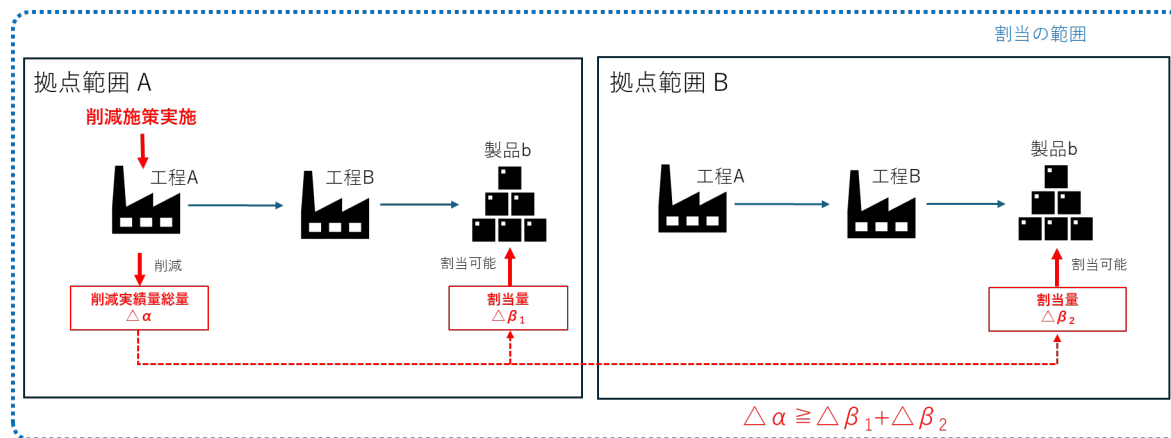
- 複数工程で製造している場合、削減施策を施した工程より下流の工程で生産される製品には割当が可能
- 複数の評価対象製品の中で割当を行う場合、割当の上限を踏まえた上で、削減実績量総量の全量を特定の製品（例えば、ケース(3)の製品cのみ）に限定して割り当てることも可能



ただし、製品a~cの割当量の合計は工程Aでの削減実績量総量を超えてはならない。

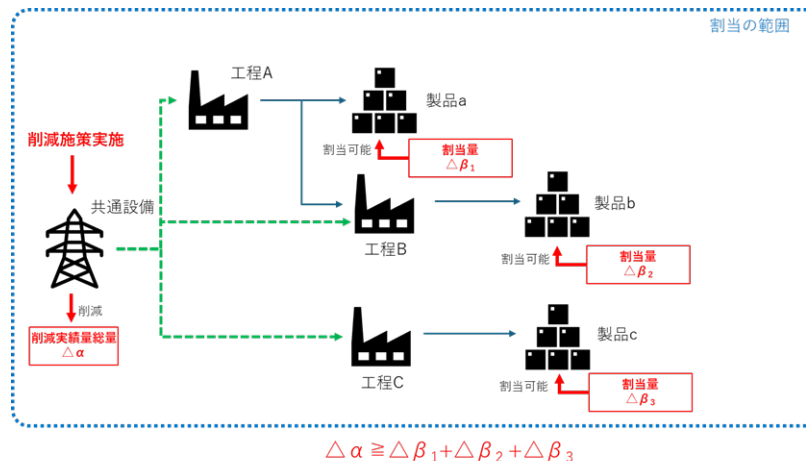
- 異なる拠点において、同一プロセスで同一製品を製造している場合、拠点間を跨いだ割当が可能
- 共通設備による削減施策により複数製品に影響する場合、共通設備からの影響を受ける全ての製造プロセスを評価範囲に含めることが可能であり、それぞれの製造プロセスで生産される製品に対して割当が可能

異なる拠点において、同一プロセスで同一製品を製造しているケース



ただし、拠点範囲A~Bの製品bへの割当量の合計は工程Aでの削減実績量総量を超えてはならない。

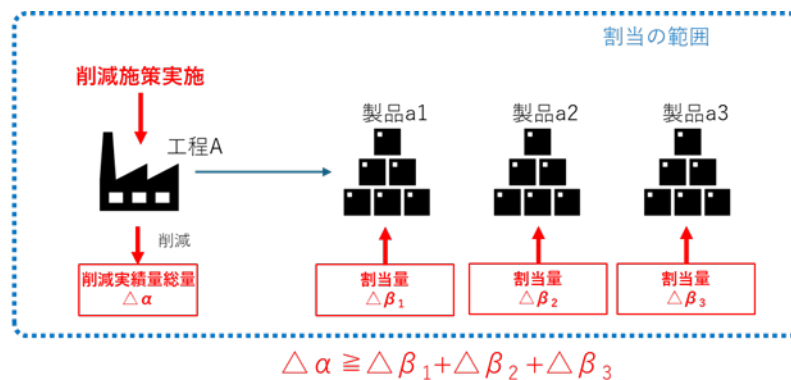
共通設備による削減施策により複数製品に影響するケース



ただし、製品a~cの割当量の合計は共通設備での削減実績量総量を超えてはならない。

- 同一製品の中で割当を行うことも可能
- 同一製品の中で割当を行う場合でも、割当の上限を踏まえた上で、削減実績量総量の全量を特定の製品（例えば、下記ケースの製品a1のみ）に限定して割り当てることも可能

同一製品の中で割当を行うケース



ただし、製品a1~a3の割当量の合計は共通設備での削減実績量総量を超えてはならない。

- ガイドラインの構成及び算定・報告の手順は以下の通り

ガイドラインの構成

算定・報告の手順

2章
・
3章

前提条件
・ 適格性
の確認

- ① 削減施策のタイプの確認
- ② 算定する企業の組織範囲の設定
- ③ 適格性への適合確認

4章

算定

- ④ 算定目的の設定、評価対象製品・評価範囲の設定
- ⑤ 評価する期間（比較対象期間、評価対象期間）の設定
- ⑥ データの収集
- ⑦ 削減実績量総量の定量化

5章

割当

- ⑧ 割当の範囲・上限の確認
- ⑨ 割当

6章
・
7章

報告・検証

- ⑩ 報告・コミュニケーションの項目の確認
- ⑪ 削減実績量総量を主張できる有効期限の設定
- ⑫ 検証

■ 第三者に対し、報告・コミュニケーションを行う場合、下記の項目に留意する

項番	項目	報告における留意点
1	算定の目的	—
2	評価対象製品	—
3	削減施策とその適格性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子会社や関係会社等が実施した削減施策について、寄与分を算定する場合は、その算定方法の根拠を含むこと ・ 同一拠点での複数の企業等を組織範囲に含める場合は、企業等間の合意結果を踏まえた算定方針を含むこと ・ 「6.3 削減施策の類型」で定める類型を考慮した場合、その類型を含むこと ・ 削減施策が原料転換に該当する場合は、生産情報の管理方式（セグリゲーション、マスバランス）を含むこと ・ 経済的な追加性の評価を行う場合には、通常の投資判断の内容及び相対的に不利と判断した理由を含むこと
4	評価対象期間及び比較対象期間	・ 期間の選定理由を含むこと
5	評価範囲	—
6	データの収集方法及びデータ品質	—
7	算定結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 削減実績量総量の定量化において基準とする生産量の対象期間（評価対象期間、比較対象期間）を含み、比較対象期間の生産量を選択した場合はその理由を含むこと ・ 生物起源炭素の排出量及び除去量を算定する場合は、算定方法（0/0手法、-1/+1手法）を含むこと ・ 割当結果の報告を行う場合は、下記の項目を含むこと <ol style="list-style-type: none"> ① 削減実績量総量 ② 削減実績量総量の割当量、及び割当を受けた評価対象製品の生産量 ③ 評価対象期間及び比較対象期間における、割当を受けた評価対象製品のCradle-to-GateのGHG排出量※ <p>※GHG排出量には削減実績量による加算減算を行わないこと</p>
8	感度分析及び不確実性分析結果	（当該分析を実施した場合に報告すること）
9	解釈	・ 他のライフサイクル段階、環境影響領域への影響に関する評価結果を含むこと
10	検証	（検証を実施した場合に報告すること）

- 削減実績量総量の有効期限を設定する（通常は、評価対象期間と同じ長さとし、算定から1年間を設定する）

化学産業ガイドライン

6.2 削減実績量総量の主張の有効期限

削減施策によって得られた削減実績量総量の主張の有効期限は、評価対象期間と同じ長さであることが望ましい。ただし、削減施策を行う期間の長さや設備投資回収に要する期間の長さなどを踏まえ、合理的な理由がある場合には、評価対象期間の長さを超えて有効期限を設定することができる。

日本LCA学会ガイドライン

6.3 製品の削減実績量の主張の有効期限

算定した単位製品あたりの製品の削減実績量およびその効果の反映の主張には、個別事情を踏まえた上で製品分野別の製品の削減実績量の算定ルールにおいて合理的な有効期限を設けるものとする。製品分野別の製品の削減実績量の算定ルールの要件については「7. 製品分野別の製品の削減実績量の算定ルールの策定」を参照のこと。またその有効期限を越えた場合、製品の削減実績量は喪失するものとする。有効期限と評価対象期間および比較対象期間との関係については、「別紙3.（参考）評価対象期間、比較対象期間、主張の有効期限」を参照のこと。

- 報告・コミュニケーションの用途先の評価基準なども踏まえ、適切な検証を実施する

化学産業ガイドライン

7. 検証

削減実績量の定量化と割当に関して作成した報告書について、評価基準が作成されている場合にはその評価基準に沿って第三者機関による検証を実施することが望ましい。また、報告書には検証実施の有無、実施した場合には検証実施者及びその内容を明確にすることが望ましい。

日本LCA学会ガイドライン

8. 検証

単位製品あたりの削減実績量の定量化と効果の反映に関して作成した報告書について、評価基準が作成されている場合には本ガイドラインおよびその評価基準等に沿って検証（内部検証を含む）を実施することが望ましい。また、報告書には検証実施の有無、実施した場合には検証実施者およびその内容を明確にすることが望ましい。

© 2026 株式会社みずほ銀行

本資料は、貴社とのディスカッションを目的として作成したものであり、本資料に含まれる情報の正確性、確実性あるいは完結性を当行が表明するものではありません。今後開示頂く情報、格付機関の見解、金融環境の変化等によっては、その過程・スキーム等を変更する可能性があり、その場合、本資料でご提案した内容通りにはならない可能性があります。本資料に記載された条件等はあくまで仮定的なものであり、かかる取引に関するリスクを全て開示・特定・示唆するものではありません。本資料に記載されるスキームにつきましては、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断でご成約下さい。法務・会計・税務上の取扱いについては、それぞれ、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に別途ご相談下さい。本資料の著作権は当行に属するものであり、貴社におかれましては、断りなく本件関係者以外の方に本資料の内容を開示又は本資料を提示、もしくはそのコピーを交付することはご遠慮くださいますよう、お願い申し上げます。

ともに挑む。ともに実る。

MIZUHO

